

海 関 総 署

## 目次

- 第一 前回までの要請事項の要旨
- 第二 これまでの経過に対する評価
- 第三 今後の課題

### 第一 前回までの要請事項の要旨

#### 要請 1

税関で模倣品の輸出の取締りを一層強化していただきたい。

#### 要請 2

- (1) 税関で被疑物件が発見された場合の担保金を低額化し、かつその供託までの期限を延ばし、かつその還付を確実に履行していただきたい。
- (2) 被疑物件の真贋鑑定のプロセスにおいて、被害者に過大な負担がかからないようにしていただきたい。

#### 要請 3

- (1) 税関が模倣品及び知的財産権侵害品を押収した場合に当該模倣品及び知的財産権侵害品を完全廃棄するようしていただきたい。
- (2) 不合理な費用を権利者に負担させないようにしていただきたい。

#### 要請 4

関係官庁と協力して、原産地表示の適正の確保を図っていただきたい。

#### 要請 5

- (1) 模倣品その他知的財産権侵害品に関する輸出業者・製造元などの情報を提供していただきたい。
- (2) 他の行政機関との連携を強化していただきたい。特に、
  - ・ 侵害疑義品を拘留した機会において必要と判断する場合にはAICや人民法院等に対して鑑定を依頼する等して、侵害事実の認定を税関内にて積極的に行っていただきたい。
  - ・ 工商行政管理局、質量技術監督局等関係機関との連携、必要に応じたこれら機関への案件移管を積極的に行なっていただきたい。
- (3) 香港税関をはじめ、他の地区や他国の税関との交流を強化し、中国からの模倣品その他知的財産権侵害品に関する情報提供システムを確立していただきたい。

#### 要請 6

再犯の防止は、単なる行政的な制裁だけではなく、司法的な制裁が必要です。この司法的な制裁の効果を挙げるためには、その端緒として、税関による刑事告発が有効です。特に再犯は反社会的組織との関係があるケースが多いので、その意味でも刑事訴追の必要性があります。税関による積極的な刑事告発がなされることを望みます。

## 第二 これまでの経過に対する評価

これらの要請事項に対して、2004年3月1日から施行された「知的財産権海関保護条例」において評価すべき内容を含む改正がなされました。

また、2004年7月1日から施行された「知的財産権海関保護条例実施弁法」では、これまでの要請事項に対する配慮が見られ、中国側の対応を歓迎いたします。

更に、QPBC と協力し、利用しやすい新しい制度を作成しようという取り組みが行われており、このような企業団体との取り組みは、大変評価できます。

また、(社)日本ベアリング工業会や、EPSON社などによる税関職員に対する研修を、海関総署が自ら主催の立場に立ち、各地海関に対して参加を指示する通知を配布していただいた結果、上海、天津、深セン、浙江省、広東省など中国における主要な総署直轄海関の大部分から、法規、現場検査に係わる相当な数の職員が参加していただきました。この研修を受けた職員により、既にベアリング・インクカートリッジ等の摘発が進められていますが、今後更に、通関現場での摘発に具体的成果が現れるものと期待しています。

### 要請事項1, 5(1), 6について

#### ・取締りの強化

呉儀副総理が主導する知的財産権保護キャンペーンは、2004年9月から2005年12月まで、全国規模で展開されており、更なる取り締まり強化を期待しております。

税関での取締りについては、「取締りの姿勢が明確になった」という具体的な事例が、いくつか報告されています。例えば 税関からの通知の増加、職権での差押さえ、輸出業者のデータ公開 刑事訴追 など評価できる事例が現われており、税関の活動が活発になってきていることは伺えます。また、改善が図られた地域として広州、上海を含め7地域の報告がなされています。

### 要請事項2(1)について

#### ・担保金の低額化

条例(14条)は、「貨物の価格を上回らない担保金」でありましたが、職権による調査及び処理に関する場合には、

- (一) 貨物価値が2万元未満の場合、貨物と等価の担保を提供する。
- (二) 貨物価値が2万元から20万元の場合、貨物価値の50%に相当する担保を提供する。但し、担保金額は2万元未満であってはならない。
- (三) 貨物価値が20万元を超える場合、10万元の担保を提供する。

と実施細則(22条)に記述があり、担保金の低額化および明確化に対する配慮が見られ、中国側の対応を歓迎いたします。

また、実施細則(34条)では、「本弁法中という「担保」とは、担保金、銀行又はノンバンクによる保証書を指す。」とあり、担保に関して、バンクギャランティが明確となった点について、中国側の対応を歓迎いたします。

#### ・担保金の確実な還付

実施細則(32、33条)には、「権利者へ担保を返却し、又その担保責任を解除しなければならない」とあり、還付履行の要望に対して配慮が見られ、中国側の対応を歓迎

いたします。

要請事項2(2)について

- ・被疑物件の侵害鑑定のプロセスにおける、被害者の負担軽減

これらの要請事項に対して、2004年3月1日から施行された「知的財産権海関保護条例」において、荷受人、出荷人の異議申し立てに基づく、侵害調査の中止の規定が削除される、疑義物品発見時の権利者の対応期限が、従来「3日」であったものから、「3営業日」と明記される、という改善内容を含む改正がなされ、真贋鑑定のプロセスにおける、被害者の負担を軽減する点で、中国側の対応を歓迎いたします。

要請事項3(1)について

- ・不合理な費用の利用者への負担撤廃

実施細則(31条)には、

「海関が知的財産権侵害貨物没収の決定を荷受人及び荷送人に送付した日より3カ月以内に貨物の処分が完了できず、且つそれが荷受人及び荷送人による行政再審査の申請、行政訴訟の提起、又は貨物の処分におけるその他特殊な原因により生じたものではない場合には、知的財産権の権利者は3カ月目以降の関連費用を支払う必要はない。」とあり、不合理な費用を権利者に負担させない点である程度の配慮が見られ、中国側の対応を歓迎いたします。

要請事項5(1)について

- ・知的財産権侵害品に関する輸出業者・製造元などの情報提供

前回ミッション後には輸出入業者の情報開示が有った事例も5事例報告され、さらには製造業者の情報開示も1事例報告されています。税関での摘発強化の方向性が伺えます。

情報開示内容としては、下記(1)、(2)の情報開示は増加し、(3)、(4)は事例が出てきたことが確認されています。

- (1) 輸出入業者(名称・住所)
- (2) 押収品(差押場所、物品の写真、数量、知財権)
- (3) 押収後の展開・日程(倉庫場所、調査日程、真贋鑑定)
- (4) 処分(結果、処分方法、処分者、処分費用)

また、実施細則(28条)には、

「海関は知的財産権侵害貨物の没収を決定した場合、把握した下記の状況について、知的財産権の権利者に書面で通知しなければならない。

- (一) 知的財産権侵害貨物の名称及び数量
- (二) 荷受人及び荷送人の名称
- (三) 知的財産権侵害貨物の輸出入申告日、海関による差押え日、処罰決定の発効日
- (四) 知的財産権侵害貨物の発送地及び到着地
- (五) 海関が提供できる、知的財産権侵害貨物に関するその他の情況

とあり、処分において輸出業者の情報提供が明確となった点について、中国側の対応を歓迎いたします。

要請事項5(2)について

- ・他の行政機関との連携

実施細則(17条、25条、27条、28条)には、以下に示すように、人民法院、知的財産権主管部門との連携が明確となり、関係機関との連携の強化につながるような改善が見られる点が評価できます。

実施細則(17条)

「海関は、権利侵害嫌疑貨物を差押えた日より20労働日以内に、人民法院による関連裁定の執行協力の書面通知を受けた場合には、これに協力しなければならない。」

実施細則(25条)

「海関は権利侵害嫌疑貨物の調査に際し、関係する知的財産権主管部門に諮問意見の提供を請求することができる。」

実施細則(27条)

「権利侵害嫌疑貨物を差押えた日より50労働日以内に人民法院による権利侵害行為の停止又は財産保全の執行協力通知を受けた場合、海関はこれに協力しなければならない。」

実施細則(28条)

「人民法院又は知的財産権主管部門が関係当事者間の権利侵害案件を処理し、輸出入貨物と関係する証拠の調査に海関の協力を必要とする場合、海関はこれに協力しなければならない。」

要請事項6について

・ 刑事訴追基準の緩和

2004年12月22日施行の「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題解釈」により訴追基準が概ね緩和されましたことは、中国政府の知的財産権保護の強化に向けた取組であり敬意を表します。

### 第三 今後の課題

2004年3月1日から施行された「知的財産権海関保護条例」、2004年7月1日から施行された「知的財産権海関保護条例実施弁法」において、上記のとおり、ある程度の改善が図られたものと考えられますが、その他の要請事項について、更なる改善の余地が残されている点が今後の課題と思われます。

優先事項1（取締りと刑事訴追の強化）

2004年12月22日施行の「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」に関し、2005年4月には、公安部との連絡体制についての協力方法を定める方針との旨回答いただいております。税関の取組に対し敬意を表します。本方針に基づき、税関による積極的な刑事告発がなされることを望みます。

また、取締りの後、押収した知的財産権侵害品については確実に廃棄していただくよう、お願いします。

さらに、取締機関同士の連携を強化していただきますようお願いいたします。

#### 優先事項 2 (再犯者対策の強化を通じた抑止効果の向上)

再犯防止のために、再犯者については、必ず刑事告発を行うなどの、税関による再犯防止に対する具体的な施策の提案を望みます。

具体例として、以下のようなケースが報告されています。

- (A) 日本自動車工業会の調査では、中国の 8 都市での自動車部品模倣品の平均再犯率は 52% との調査結果があります。
- (B) あるメーカーでは、一年間に 4 社の再犯を発見し、摘発しております。
  - (a) A 社  
初回 2002.9.13 処罰未決定 2 回目 2003.7.9 廃棄証明のみ、罰金なし
  - (b) B 社  
初回 2003.8.29 20,000RMB の罰金 2 回目 2003.9.9 20,000RMB の罰金
  - (c) C 社  
初回 2003.3.22 廃棄証明のみ、罰金なし 2 回目 2003.9.17 処罰未決定
  - (d) D 社  
初回 2003.7.8 8,000RMB の罰金 2 回目 2003.10.28 廃棄証明のみ、罰金なし

#### 優先事項 3 (水際における権利者の負担軽減)

これまで権利者が知的財産侵害品の倉庫保管料を求められる事に対する改善をお願いしておりましたが、競売が終了するまでの保管料が権利者負担とされる、権利者保管料が担保金の 15% に相当する高額のものであったなど、改善が見られておりませんので、是非改善をお願いします。

そもそも、倉庫保管料などは被害者である権利者が負担するものではなく、国庫や侵害者が負担するべきものであると思いますので、是非ご検討下さい。

また、担保金の低額化について、一定の改善が見られ、今年上半期には対策を取られる旨も伺っておりますが、申請による差し止め時の担保金については、「貨物と等価の担保」(実施細則 15 条)となっておりますので、この点について更なる改善を望みます。

#### その他の事項

通関時は「made in China」のシールを貼り、通関後にシールを剥がして生産地を偽るなど手口が巧妙化してきている事例も報告されています。より一層の取締強化を期待します。

近年の知的財産権保護に対する意識の高まりにより、今後、我が国から貴国に対して植物新品種の出願が増加することが見込まれることから、これに伴い品種権を侵害した物品の輸出入が危惧されます。

このため、貴国の海関保護条例の第 2 条における海関により保護される知的財産権の中に品種権が明記されていないことから、知的財産権海関保護条例を改正して品種権を輸出入禁止の対象に加え、取締を強化するよう要請します。

なお、我が国で登録品種になっている、いぐさ、いんげんまめ、小豆、きのこ

等の種苗が権利者に無断で貴国に持ち出され、生産され、日本に輸出されていることから、今回、農業部に対して、これらの植物をはじめとした保護対象植物の早期拡大を要請しています。

今後、日・中で協調の上、さらなる改善協力に取り組んでいきたいと考えております。

以上

海関総署への協力



海関総署御中

模倣品対策における日・中協力について

国際知的財産保護フォーラム  
訪中代表团 団長 宗国 旨英

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

さて、わたくしども国際知的財産保護フォーラム（以下I I P P F）は2005年1月に貴機関を訪問させていただき、日・中の模倣品対策における友好的な打合せをさせていただきました。

その際にI I P P Fより提案させていただきました協調と支援の内容につきまして模倣品の事例集のセミナー開催プロジェクト 摘発者リスト作成プロジェクトについて賛同いただきましたことを感謝致します。今後は、この内容をいかに具体的に展開していくかについて打合せをさせていただきますので宜しくお願い申し上げます。

つきましては、 と の内容につき展開計画を作成致しましたので、内容を確認いただき、要望などありましたら4月18日からの週にI I P P Fとして再度訪中を予定しておりますので、その面会のときにご意見などをいただきますようお願い致します。また、

敬具

1. 協調と支援内容の計画について

模倣品の事例集のセミナー開催プロジェクト

模倣品事例集セミナー プロジェクト <展開計画> I I P P F																
行政機関	05年						06年									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
海関要望	—			▽ 要望 まとめ												
実施可否検討				▽ — ▽ 事例集「-ダ'ヨリツツ」版の展開も合わせて検討												
実施準備							▽ — ▽ 段取り									
セミナー開催										▽ — ▽ セミナー開催						
実施結果フォロー													▽ — ▽ 実施結果 アンケート			

2005年5月までに、セミナーを実施する海関の決定（海関総署要望にて）

2005年6月～9月まで セミナーの実施をI I P P Fにて検討・準備

2005年10月～ セミナーの実施

セミナー開催後、活用状況などについてアンケートを実施

## 摘発者リスト作成プロジェクト

摘発者リスト作成プロジェクト <展開計画> I I P P F																		
	05年												06年					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
要望、整理	要望・整理			▽														
アンケート作成 まとめ、再検討				アンケート作成、まとめ、再検討			▽			▽								
リスト作成								リスト作成		▽								
提供											提供		▽					
活用状況確認													活用状況		▽			
まとめ													活用状況 アンケート、まとめ					

- 2005年5月までに、リストの内容について、海関総署からの要望・整理。
- 2005年6月～8月までに各社にアンケート実施、リスト作成可否の再検討。
- 2005年8月～10月にリスト作成。
- 2005年11月頃～リストを海関総署に提供。
- 2006年1月～3月に海関総署に対し、活用状況のアンケート実施。

### 2. 貴機関からの要望について

貴機関からの要望をいかに具体的に展開していくかについては、以下のように回答させていただきます

#### < 貴機関要望 >

##### 日本税関職員による水際措置の検討会

日本の税関は、知財執行の豊かな経験、進んだ法律を持っていることを知っている。日本関税法も改正されたと聞いており、努力していることを知っている。それについてもっと聞きたい。中国税関の保護は商標に集中している。日本は特許も止めていると聞くが、中国は力不足で商標ほどには進んでいない。特許権侵害を税関で判断することは難しいと思うが、日本でどういう経験をしているか知りたい。

##### 法律執行部門の技術面での協力

世界中の税関が荷物を通関させるときにリスクアナリシスをして通関させている。現在、中国の税関がよく使っている手段は、貨物を開けて検査をする方法だが、貨物は急速に増えており、開けて検査する比率は低くなっている。そのため、一部の模倣品を通関させてしまう。リスクアナリシス技術を使えば、偶然に発見することに頼るよりも、目的をもって検査するので摘発率が上がる。また、今後、この面での具体的協力方法になると、日中の税関が互いを見学したい。日中税関協定の動向にも関係する。

<回答>

貴機関の要望はI I P P Fという民間団体に対する内容ではないので、I I P P Fから日本政府へ、貴機関の要望は伝えました。

4月18日～の官民合同ミッションにて、日本政府からの参加者より貴機関の要望に対する確認・回答について発言されると聞いております。

I I P P Fといたしましては、日本税関において特許侵害を判断した事例を収集するという形でご協力できると考えております。また、今回ご賛同頂きました摘発者リストはリスクアナリシスに活用できるものと考えております。

3．上記計画を推進するにあたっての貴機関の窓口を設定していただきたい。4月の訪中時にご教授下さい。I I P P F側の窓口は、

日本知的財産協会 事務局長 土井 英男

Tel : +81-3-5205-3432、 Fax:+81-3-5205-3391 E-mail: doi@jipa.or.jp

中国国際貿易促進委員会 専利商標事務所 傅 存民

Tel : 66046032、 Fax:66413211 E-mail: fucm@ccpit-patent.com.cn

となります。

以上